主 文 被申立人を戒告する。 理 由

1 事実関係

(1) 被申立人は、平成9年4月1日から福岡地方裁判所判事(福岡高等裁判所 判事職務代行)、同12年4月1日から福岡高等裁判所判事の職にあり、刑事事件 を担当していた者である。

(2) 被申立人は、平成12年12月28日、福岡地方検察庁のa次席検事から、妻bがいたずら電話や無言電話をかけたとして被害者から告訴されていること、警察の捜査の結果いつでも逮捕することができる状態にあること、事件関係者の相互関係、bが犯行に使用したとされるプリペイド式携帯電話3台の番号などを告げられ、事実関係を確認してbが事実を認めた場合には早急に示談等の措置を執ることを求められた。また、その際、同次席検事から弁護士(以下「甲弁護士」という。)を紹介された。

被申立人は、まず電話で、次に直接、被疑事実について b にただしたところ、 b はこれを否定した。被申立人は、その日のうちに b を伴って甲弁護士の事務所に赴き、同事務所において、 a 次席検事から聞いた話を説明し、甲弁護士も事実であれば早く認めて示談をすべきである旨何度も念を押したが、 b は嫌疑を否定し続けた。

その後、同13年1月31日にbが逮捕されるまでの間に、被申立人は、何度も 甲弁護士の事務所を訪ね、甲弁護士からの指示や自らの判断で、「〔bの容疑事 実〕ストカー防止法違反」と題する書面(2回にわたり補充されているが、基本的 内容は同一のもの。)等を作成し、b及び甲弁護士に交付した。 (3) 上記書面には、「捜査当局の描く事案の概要」の表題の下に、a次席検事

(3) 上記書面には、「捜査当局の描く事案の概要」の表題の下に、a次席検事から聞いたりに対する嫌疑の概要が記載され、「疑問点」として、① bが告訴者に対する嫌疑の概要が記載され、「疑問点」をして、① bが告訴者にしたり告訴者の表社に無言語をかけたる理由はなく、犯行に助したが告訴者にしてがあることがあることがあることがあることがあることがあることがあるにとがあるが判明しても、bが使用してある。とはできないのではないかというプリペイド式携帯電話の発信履歴のおり、と、ペイドの番号があるには、発信履歴に下4桁が記録されない仕組みにはおり、ではないますではないを考え、これを過います。これを過いますではないかというによる場合には、関いない発信履歴の照に下4桁が記録されない仕組みには、対しておかなかった場合には、発信履歴に下4桁が記録されない仕組みにはあり、ではないかとは、今状による場合は、明が正しければ、捜査機関は犯行きなおり、いない事実が明したので、この説明が正しければ、捜査機関は犯行さないないますではないかということなどが記載されている。

はずではないかということが記載されている。 同書面には、また、「警察がもを犯人と断定した根拠(推定)」の表題の下にと 捜査当局がもを犯人と断定した根拠についての推定を列挙した上で、「反論」 で、「反論」を犯人と断定した根拠についての推定を列挙した上で、「反論」 で、「反論」を犯人とはいえないこと、② もが告訴者の子供との 知る前のことであるから、もが犯人とはいえないこと、 ② もが告訴者の子供というが犯人とはいえないこと、 の の授業参観日に出掛けていって告訴者に関を見られ刑事に尾行されるられるいの う件は、不審と受け取られ兼ねない行動であるが、仮にもが犯人なら告訴者に見られれないとはよ、もが犯人でよるに、 かもしれないら逃げずに最後までいたことは、もが犯人でないたことは、 はないかということ、③ もが尾行されていることに気付きながら携帯電話がいたことは、犯人でないことを示すものではないかということ、④ らどはないたことは、犯人でないことを示すものではないかということ、 の はないたことは、犯人でないことを示すものではないかということ、 の はないたことは、別と嫌がらせ電話がかかった時刻の一部が一致とが携帯でて、 もが犯人であると断定することはできないはずであることなどが記載されている。

このほか、同書面には、「いずれにしても、bが本件いたずら電話の犯人とは考えられない。」との記載があるほか、① 犯人である可能性があると被申立人が考える者の名前とその動機等についての推論、② 告訴者がbを犯人と特定した根拠についての疑問点、③ 告訴の目的等についての疑問点等の記載がある。

(4) 以上の事実は、① 被申立人の履歴書、② 被申立人の陳述書、③ 最高裁判所調査委員会作成の調査報告書、④ 被申立人作成の「〔bの容疑事実〕ストカー防止法違反」と題する各書面により、これを認める。

2 判断

(1) 本件は、裁判官である被申立人がその妻の被疑事実について捜査機関から情報の開示を受けた後にした行為が裁判所法49条に該当するとして申し立てられた分限事件である。

裁判の公正、中立は、裁判ないしは裁判所に対する国民の信頼の基礎を成すものであり、裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務を負っているものというべきである。このことからすると、裁判官は、一般に、捜査が相当程度進展している具体的被疑事件について、その一方当事者である被疑者に加担するような実質的に弁護活動に当たる行為をすることは、これを差し控えるべきものといわなければならない。

(2) 前記事実関係を通覧すれば、被申立人は、a次席検事から、妻 b に対する被疑事件の捜査が逮捕も可能な程度に進行しているので、事実を確認し、これを認めたならば示談をするようにとの趣旨で、捜査情報の開示を受けたのに対し、自動に対し、自力に対し、自力に対し、自力に対し、自力には、前記 1 (2)、(3)のとおり、同次席検事から、書面のであり、具体的には、前記 1 (2)、(3)のとおり、同次席検事から、とは、自力には、前記 1 (2)、(3)のとおり、同次席検事がら、とは、自力には、自力には、自力には、自力には、自力には、自力には、自力に対した。 を作成し、被疑者である b とその弁護に当たる甲弁護士とに交付したというのである。そして、同書面の記載内容の中には、捜査機関とではなられるものがる。 問題点を取りにも立たず中立的な立場において捜査状況を分析したというのではなく、取りにも立たず中立的な立場において捜査状況を分析したというのではなら、関語に対し、強制捜査や公訴の提起がされないようにする端緒を見いだすために記載されたとみられるものが多く含まれている。

この被申立人の行為は、その主観的意図はともかく、客観的にこれをみれば、被疑者であるりに捜査機関の取調べに対する弁解方法を教示したり、弁護人である甲弁護士に弁護方針について示唆を与えるなどの意味を持つものであり、これには多いである。また、被申立人は、大きに述べたような実質的に弁護活動に当たる行為をしたといわなければならず、その結果、裁判官の公正、中立に対する国民の信頼を傷つけ、ひいては裁判所に対する国民の信頼を傷つけたのである。したがって、被申立人としては、裁判官の立場にある以上、そのような消費をしたがって、被申立人としては、裁判官の立場にある以上、そのような消費として許容される限界を超えたものというほかはない。

以上のとおり、被申立人の上記行為は、捜査情報の入手が受動的なものであった 点や、妻の無実を晴らしたいという夫としての心情から出たものとみられる点を考 慮しても、裁判官の職責と相いれず、慎重さを欠いた行為であり、裁判所法49条 に該当するものといわなければならない。

よって、裁判官分限法2条の規定により被申立人を戒告することとし、裁判官福

田博、同金谷利廣、同奥田昌道の各反対意見があるほか、裁判官全員一致の意見 で,主文のとおり決定する。

裁判官福田博の反対意見は,次のとおりである。

私は,裁判官金谷利廣の反対意見に同調するとともに,やや重複する点はある が、次のとおりの反対意見を申し述べる。

- 裁判官は,その良心に従い独立して職権を行うこととされており(憲法76条 この点で裁判所は検察又は警察と基本的に異なっている。すなわち、裁判 所においては、裁判官はそれぞれが独立してその職権を行うのであって、検察又は 警察のようにその構成員が一体となって行動することは予定されていない。そのた め、裁判官の身分は手厚く保障されており、憲法は懲戒処分も行政機関が行うこと ができないとしているほか、裁判所法はこれを裁判によって行うことを定めてい る。懲戒を裁判によって行うとされている以上、例えば「世間の評判への対応」等 といった考慮はその決定に入る余地はなく,裁判について定められた諸規定に従い 判断をしなければならない。
- このような視点から本件を見ると、一時期一部に報道されたように、もし被申 立人がその妻の犯罪嫌疑について犯人蔵匿、証拠隠滅等を行っていたというのであ れば、たとえそのような行為が親族による犯罪に関する特例によって刑を免除され 得る(刑法105条)ものであるとしても、裁判官の職責にある者が本来行っては ならない行為であることはもとより当然である。しかし、そのような事実は認定されていない。また、裁判官の行う裁判は公平でなければならないが、法は、被告人 又は被害者が親族である場合には裁判官は当然に職務の執行から除斥されること等 を定め、厳格にその公平性を担保している(刑訴法20条等)
- 3 そうすると、妻の犯罪嫌疑について検察官から情報を提供されたこと自体について被申立人が責められるべき立場にないことが明らかである本件にあっては、被 申立人の行為が実質的な弁護活動に当たるか否かが、懲戒処分を行うに値するもの であるかどうかを判断する上で中心的な課題となる。しかしながら、この点については金谷裁判官の反対意見が詳細に指摘するように、被申立人の行為は、そのよう
- な活動に該当するとまではいえないと認定するのが妥当である。 4 被申立人は既に3月11日に辞職願いを提出し、その受理が保留されたまま3 月15日に分限の申立てが行われ本件裁判が行われている。被申立人は2月中旬こ ろに自己の担当する裁判において忌避の申立てを受け、それが認容されており、か つ,その理由も「検察側への負い目から不公平な裁判をするおそれがある」という もののようである。この理由は,もしそのまま維持されるのであれば, 被申立人が 担当する他のすべての刑事裁判にも当てはまるものであって、被申立人が今後引き 続き刑事裁判官として職務を遂行することはもはや事実上不可能になっているとい うべきである(ちなみにこのような忌避の制度及び効果は、検察官又は警察官につ いては存在しない。)
- 裁判官の任用が、キャリアシステムによって行われている我が国にあって、 記の事情により被申立人が任期途中でその職を辞さざるを得ない状況となっている ことは、現実問題として既にそれ自体最も厳しい処分を受けたに等しい効果を持っ ている。裁判官が常に自らの姿勢を正し,司法への信頼の確保に努めるという心掛 けは極めて重要であるが、親族わけても最も身近な配偶者についての行動に関して は、十分に慎重な検討を行い、妥当な結論を得ることが必要かつ不可欠である。このことは量刑の決定に当たり人間性のある刑事裁判を行う裁判官を育成していくた めにも重要であると考える。

裁判官金谷利廣の反対意見は、次のとおりである。 多数意見は、被申立人 c (以下「c判事」という。) の行為が裁判所法49条に 該当するとしている。同条に規定されている懲戒事由は、 (1)職務上の義務違 (2) 職務け怠及び(3) 品位を辱める行状であるが、c 判事の本件行為につ いて問題となるのは、 (2) ではなく、 (3) 又は裁判官には「品位保持義務」があり、かつ、これを職務上の義務であるとした上での (1) であることが明らかである。しかし、私は、c 判事の行為には裁判官の「品位を辱める行状」又は品位保 持義務違反に当たると評し得るものは認められないとの考えから、同判事を戒告処 分に付することについて反対するものである。その理由は,以下のとおりである。 多数意見が戒告処分の対象としたc判事の行為は,同判事が「〔bの容疑事 実〕ストカー防止法違反」と題する書面(以下私の意見中では、後記の一部追加・ 補充の記載がされたものを含めて、便宜「本件書面」と略称する。)を作成し、こ れを妻b及び同女を弁護してくれることになった甲弁護士に交付した行為のみであ

り、それ以外にはない。

c 判事が妻 b に係る被疑事実に関し証拠隠滅行為(加担を含む。)をしたとの嫌疑については、最高裁判所調査委員会の調査報告書においても明確に否定されており、これまでに新聞で報道されたパソコンデータの消去、パソコンハード式携帯電話係のしまうよう等々の c 判事に対するいくつかの疑惑についても、本件書面と認めれるものを除き、本件の資料に照らするいである。また、次席検書においても否定されているところである。また、次席検もあるいは、調査報告書においても否定されているところである。また、次席検をいるの情報提供に対し、その相手方となった c 判事がこれを非とし、するの招いた犯罪のおける懲戒処分検討の対象とされているのでないことは、いる令、問われているのでもない。

もちろん、行為の意味を確定し、行為を評価するに当たり、行為に関連する状況の全体を十分考慮に入れなければならないが、その一方で、全体としての事象の異常性や全体的考察の重要性を強調する余り、その行為自体についての綿密な検討がおるそかになるようなことのないように留意しなければならないところであるた、裁判官に対する懲戒は、その実質は行政作用でありながら、独立して職権を行使すべき裁判官の身分保障に関係するものであるところから、特に慎重を期するため裁判の手続及び裁判としての決定によって行うものとされている趣旨にかんがみると、かりそめにもある種の行政目的ないしは行政的考慮からの懲戒の必要が先行し懲戒原因である行為に関する事実面及び法律面の検討が不十分であったのではないかとの批判を招くことのないよう、懲戒原因である行為について冷静かつ慎重な検討が加えられるべきものであると考える。

なお、c判事は、本件書面作成後ではあるが、同年1月24日にbが警察による事情聴取を受けた後、弁護士から、取調べの状況をbから話を聞いてまとめておくように指示されたので、bから話を聞いて「取調経過」と「取調状況」と題する各書面を作成し、同月25日に弁護士に手渡している。

(2) 本件書面の内容についてみると、作成名義のない全体でA4判9ページのものであり、当初作成したものは、そのうち4ページ分が、bや被害者を含む関係者の氏名、住居、電話番号等、犯行に使われていると次席検事から告げられた3台のプリペイド式携帯電話の電話番号、bの持っていた携帯電話の購入時期等及び弁護士事務所等今後必要になると思われる電話連絡先の電話番号等の客観的な記載にあてられている。そして、残りの約5ページ分には、「捜査当局の描く事案の概要」という見出しで、① 捜査当局は乙と被害者女性及びbとの三角関係(電話であみの関係とみているのか実際の不倫関係があったとみているのか不明)のも

つれからのしっとに基づく犯行とみている旨の6行にわたる簡潔な記載に続いて、 「「疑問点」」、③ 「警察がらを犯人と断定した根拠(推定)」、④ 「〔推論〕」という各小見出しのもとに、それぞれ約1ページ 〔反論〕」,⑤ ないし約1ページ半の記述があり、その内容は多数意見の理由の1(3)に記載さ れているとおりである。本件書面の1月18日作成のものには、⑤に続いて、⑥ 被害者女性が b を犯人と特定した理由についての疑問及び被害者女性が告訴した動 機についての推測的な疑問が、それぞれ付された小見出しともで各11行ずつ追加 記述されている。本件書面の記載で問題とされる部分は、主としてこの①から⑥ま での各記述であると考えられる。

本件書面だけを他から切り離して,事情を知らない者がこれを読むと,その中の 上記①ないし⑥の部分は,妻にかけられた嫌疑についてc判事自身の分析,推論, 疑問,反論等を記載したものと読めることは否定できない。

しかし,①の部分は,次席検事から聞いた犯行の背景についての捜査当局の見方 の概略を単に要約記載したものにすぎない。また、本件書面作成の動機、目的、そ の際の心情等について直接語るc判事の供述は、本件の資料の中にはないけれど も、本件書面作成に至るまでの前認定の経緯を踏まえ、そして、同時期に作成さ れ、かつ、本件書面と同時に高等裁判所事務局長や弁護士に交付されているbの作 成した前記各書面の内容と対比しつつ検討すると、②ないし⑥の部分については、 次のとおりいうことができる。すなわち,②④⑤及び⑥の各記述部分は,その大半 bの長々と詳しく話したところ(書面におけるものも含む。)に基づき、その ほとんどを事実として前提としつつ、そこからりが明らかに主張している言い分と c 判事においてりが主張したいのはこういう趣旨であろうとそん度し得たところを 拾い出したものであり(b 作成の書面を読めば、そのそん度はたやすくし得ると認 められる。)、これに自己の分析・推測をも一部加えたところを整理して記述して やったものと容易に認めることができ、また、③の記述部分は、 b の見方も少なか らず取り入れるなどして、bの話した同女の行動の中から警察により犯人であると の強い嫌疑をかけられる根拠となったと自身で推測したものを拾い出し、これを整 理して記述したものであろうとこれまた容易に推測し得ると。もとより、 ででは近したものであるうとこれまた谷勿に推測し得ると。もとより、本件書面の交付を受けたb及び甲弁護士にとっては、本件書面の記載内容が、c判事独自の見解等を記載をしたものと思うはずはなく、上記のように基本的にはbの主張・言い分等を整理して代弁したものであると理解したことは、当然であるというべきである。なお、本件書面の記載の中に、bに対し、否認範囲の拡大や新たな弁解陳述 を明示的又は暗示的に勧めるものと認められるような記述はないが,本件書面は, 要領よい整理とc判事自身の見解の一部補充により,bの言い分を補強する効果を 有するものとなっていることは当然である。

本件書面の記述は、裁判官を職業とする者の手によるものであるだけに、 とおり、要領よく整理されたものとはなっているが、それ以外に、その内容におい て刑事裁判官として有する特別の法律知識又は具体的な経験を活用したり特別の技 能を用いたりしなければ書き得ないと認められるものは存しないと私には思われ る。(なお,裁判官が事件の審理を通じて知り得た具体的な情報等を職務外におい てみだりに用いることは,厳にこれを差し控えなければならないのはもちろんであ るが、長年にわたる職務行為及びこれによって得た経験の結果裁判官の身についた 素養・技能を職務外で活用・発揮すること自体は、何らとがめられることではない のであって、両者を混同してはならない。本件資料中には、その混同かとも思われ る見解に基づいて c 判事の本件書面作成行為を非難するものも見られるので, ここ で付言しておく。)また,本件書面の②ないし⑥の各部分において,c判事が次席 検事から得た情報を資料として用いたと認められるところは見いだし難い。

本件書面をc判事が交付した相手方についてみると、 当然 b は作成後間も なくそれを入手したと認められるほかには、まず、平成13年1月4日に福岡高裁 事務局長に対し事件の内容やbが否定していることについて状況報告をする際、ロ 頭説明の補充として c 判事及び b 各作成の他の 3 通の書面とともに提出され、次いで、同月9日に、b の弁護人である甲弁護士に対し、他の書面とともに c 判事から 手渡された(その後においても,当初の書面内容に一部追加・補充したものが弁護 士及び高裁事務局長に交付されている。)

c判事が、上記の3人以外の者(捜査機関及び他の第三者)に本件書面を交付し 又は交付しようとしたこと及び本件書面作成時にその目的を有していたことは、本 件資料上、いずれも認められない。 (4) 以上の(1)ないし(3)の事実関係に基づくと、次の各点を指摘するこ

とができる。 (ア) 本件書面は、c判事が捜査機関や報道関係者等に対し妻を弁護するために 提出することを目的として作成されたものではないし、また、裁判官の地位を利用 して外部の者に対し妻をかばうのに使用する目的で作成されたものでもない。要領 を得た供述・弁解をすることのできない妻に代わって、基本的には、その供述する ところや言い分を整理された形で代弁してやって、妻に対し今後捜査機関の取調べ を受けるに当たっての助けを与え、また、妻を弁護してくれることになり、整理さ れた書面の提出を求めている弁護士のため今後の弁護活動のための参考資料・参考 意見を提供することを目的とする(なお、c判事は、甲弁護士の指示には全面的に 従う態度をとり、押しつけがましい注文はつけていなかったと認められる。)とともに、併せて高裁事務局長に対する状況報告の補助資料とすることを目的として作 成されたものとみるのが相当であろう。ほとんど問題とする必要がないと思われる 高裁事務局長に対する関係を除外してみれば、やや大雑把な表現かもしれないが、 妻に対する書面による助言とその弁護人である弁護士に対する参考資料・参考意見

の提供を目的としたのが、本件の書面である。 本件書面の記載の趣旨・目的に関する認定・評価に当たり、前示のその作成に至 る経過の詳細, bの話していた内容, 作成者において予定していた交付先等をすべ て捨象し、本件書面内容をことさらこれらから切り離して論ずるのは、 価」とは性質を異にするものであり、一面的評価にすぎないのであって、失当であ る。また、その作成・交付につき、「実質的な弁護のための活動をした」などと評 するのは、誤りとまではいわないが、やや不適切な表現であるといわざるを得な い。

本件書面中には、次席検事から聞かされた情報に基づいている記載はある **(1)** (関係者の氏名・住所・勤務先等や犯行に使用されたとされる携帯電話の番号,犯 行の動機が三角関係のもつれと捜査機関がみていること等。しかし、本件書面の問 題部分である前記(2)の②ないし⑥の部分にはない。)が、それをもって次席検 事から情報を告知された趣旨に反する使用とまではいい難い。(1)記載のとお 本件書面の作成前に, c 判事は, 次席検事から提供された情報をも用いて, り、本件書面の作成前に、と刊事は、次席検事がら提供された情報をも用いて、要 bに対し、再三事実の確認と説得を試みている(この関係での情報の使用は、当 然、次席検事も予定しあるいは容認していたところと推認される。)のであって、 それにもかかわらず、bが否認し続けたため、次席検事の期待したように事が運ば なかったのである。その後で、本件書面が作成されているのであるから、情報提供 の趣旨に沿った情報の用い方をした上で、かつ、その際に妻及び弁護士に対し既に 告げた範囲内の情報を、その後に作成した本件書面中に記載したからといって、 「告知された趣旨に反している」などと次席検事に対する関係において背信的であ るかのように非難する人がいるとすれば、それは失当であると思う。

c判事に対しては、「次席検事から特別の計らいにより情報を提供しても (ウ) らったのであるから、その提供の趣旨に沿い、もっと多くの時間をかけてりに対し 事実を認めるように説得すべきであったのであり、本件書面を作成したのは早すぎた」との批判があり得るかもしれない。もっともな面のある批判であるとは思われ るが、しかし、先に示したとおりの再三の確認と説得を試みたにもかかわらず、否認し続ける妻に対し、さらになお説得を続けることは、夫に妻の犯罪の嫌疑について確かな証拠に基づく強い心証がある場合は別であろうが、そうでない場合は、

「夫は妻である自分の話よりも他人の話を信じるのか」との妻の夫に対する不信を 招くおそれがあり、これから先の夫婦の信頼関係に悪影響をもたらすおそれのある ことであるから、夫としては、それを考慮して、たとい妻の話の真実性についても 種々あるいは多々疑念を抱いていたときであっても、その場は、一応妻の供述や言 い分を信じたことにして、それを前提とした行動に出ることも、ひとつの選択とし て妥当を欠くものではないといえよう。本件書面作成時のc判事の心情も、あるい はこのようなものではなかったかと推測される。 次に、法律面に関する検討に移る。 3

(1) 今、本件で問われているのは、直接には、c判事の本件書面の作成・交付が裁判官の「品位を辱める行状」・品位保持義務違反といえるかという問題であるが、これは、次の問題、すなわち、「裁判官が、私生活において、親しい知人、友 親族等から当面している具体的な事件について相談をもちかけられて、その事 件の中味に関して意見を述べた場合に、その行為についてどのように判断すべき か」という問題と密接に関連する。この問題については、(ア) それが望ましく ないといえるか否か(ほかにより望ましいやり方があるか), (イ) それが裁判

官倫理に違反するかろの、(ウ) それが裁判官の「品位を下ろった。 ・肯義務違反に当たるか否かというのであれてのの問いに対すしまっての問いに対すしまっての問いに対すしまってあればにることは必ずしまれてのであれてのである。 ・一方ではない方であればにるこうであればにるこうでは、親し、がおいは、 ・一方であるがより、とと置をでは、からには、 ・一方であるがよりには、との、(くをあるのには、 ・一方であるがよりには、との、(くらの、 ・一方であるがおいは、「一方であれている。」としている。 ・一方であるがおいは、「一方であれている。」との、 ・一方であるがおいは、「一方であるが、こことであるの、(くらの、 ・一方であるとして、 ・一方である。 ・一方では、 ・一方で、 ・一方で、 ・一方では、 ・一方で、 ・一方で、

本件に戻って、12月29日に弁護士事務所から帰宅したc判事のような状況に置かれた場合、裁判官でもある夫として、事実を要領よく語り得ず、言い分を自分を見していまに対し、書面を作成する上での簡単なアドバイスのみを自分にといまないから弁護士と何でもよく相談し、その指示に従うようにと対してもないがある。しかし、それに対しては、それではいくら裁判官であるとはいっても、妻に対し人間味に欠ける態度ではないかとか、本件書面の作成・交付程度の手助けをしてやる方がかえっとしてはないかとか、本件書面の作成・交付程度の手助けをしてやる方がかえっても、間といかと思われ、その見方が明らかに失当なものとは断じ得ないと私は考える。本件に関する上記の(ア)及び(イ)の問いについてさえ、肯定・否定の判断のいずれをよしとするかは、非常に微妙なところのある大変難しい問題であるといわなければならない。

(2) 多数意見は、裁判官が具体的事件に関して当事者である配偶者に対し支援ないし擁護をすることは一定の範囲で許容されるとしながら、c判事の本件書面の作成・交付行為は、「実質的に弁護活動に当たる行為」であると評して、許容され る限界を超えると判断している。そして、この判断を導くために記載したと解され る理由中の2 (2) の冒頭から「…認識し得たということができる。」までの記述 では,一部に修飾語を冠した多くの事実・事項を書き連ねているが, それらのうち のどの点を否定的に評価して本件書面作成・交付行為に対する否定的判断を導いた のかがほとんど明らかではない。もし、それらのすべてを否定的に評価したというのであれば、この反対意見で既に述べたところだけからしても、不当であることは明らかである(本件書面の作成が、次席検事からの情報告知等の趣旨に反しないこ 本件書面中の「推論」、「反論」、「疑問点」等の問題部分では、次席検事か らの情報を特に用いたとは認められないこと及び本件書面作成の趣旨・目的につい ての認定・評価が一面的であってはならないことについては、既に指摘済みである。ひとつだけ加えるならば、詳論はしないが、本件程度の書面による援助に対し、「捜査活動への影響」を否定的要素とみることも、誤りであると考える。)。 (3) 多数意見は、あるいは、粉争当事者の一方の立場に立っての支援行為は中 立的立場からする単なる助言を超えるものであるから許されない旨の見解に立ち 非常に近い親族に対しても、紛争・事件の中味に関係する具体的な助言・援助と見 られる行為をすることは裁判官として許されないとの非常に厳格な立場をとるもの ではないかとも解されるのであるが、議論を具体的にするために、ひとつの設例を 示そう。ある裁判官が、自分の親又は配偶者の親から、「今住んでいる所の土地・ 建物は10年前に購入したが、売主に代金を完済したのに、売主が所有権移転の登記にいつまでも応じてくれない。訴訟をしたい。」といって相談を受けたので、友人である弁護士を親に紹介したが、友人弁護士が通常の場合より安い着手金しか要 求しないであろうことなども考慮して、親が話した売買契約に関する事実の経過を 整理して記載したメモを作成するとともに,親の話を前提とした場合の訴状に記載 すべき請求原因の構成の概略を記載したメモも作成し、それらを弁護士に対し「使えるところがあれば使ってください。」といって交付したとしよう。この裁判官の行為は、(ア) 望ましくないといえるか、(イ) 裁判官倫理違反といえるか、

ちなみに、制度、国民性等を異にする外国の例ではあるが、アメリカ法曹協会の新裁判官行為典範では、「裁判官は、弁護士業務を行ってはならない。この禁止にかかわらず、…無報酬で家族の一員に対し法的助言をし、かつ、その者のために文書を起案し、修正することができる。」と定められており、また、ドイツ連邦共国の裁判官法41条1項は、「裁判官は、職務外で法的鑑定を行うことはできず、有償で法的助言をすることも許されない。」と定めているが、この規定に関し、「法的鑑定は、職務外で行われたときには全く許されないが、裁判官の身内や姻戚民にある者あるいは友人や親しい者の法律問題についての助言のような無償の法的助言は許されるものとされている。」と説明する注釈書がある。これらは、私の見解を理解していただく上で、参考になるものと思われる。

私は、本件書面の作成・交付行為と上記設例の行為に対し、裁判官倫理の観点において全く同等の評価が下されるべきものとまではいわないが、双方の評価の間の距離は、あっても小さいものであって、両者は同類の行為であり、それらの評価に関する問題は同じか近接した領域に属するものということができよう。

(4) 具体的にいかなる行状が裁判所法49条に規定する「品位を辱める行状」に当たるかを一概にいうことは難しいが、「品位を辱める行状」の意義については、従来、その本来の語感よりは広く解されており、国民の裁判官あるいは裁判所る。しかし、裁判官の倫理違反といい得るものであれば、その行為の性質、倫理違反といい得るものであれば、その行為の性質、倫理違反の程度等を問わず、そのすべてが「品位を辱める行状」あるいは懲戒事由といるの品位保持義務違反に当たるとすることは、その字義等に照らし、相当ではないる数判官に要請される倫理の中でも、高度のそれに属すると認めなられるものに反するということができる場合においては、その倫理違反が「品位を辱める行状」又は記述ならればならない。

4 以上述べてきたところに基づいて、c判事の本件書面の作成・交付行為の懲戒事由該当性について判断すると、私は、前示のような事情の認められる本件書面の作成・交付は「品位を辱める行状」又は品位保持義務違反に当たるとは到底といわざるを得ないと考える。仮に、本件書面の作成・交付が裁判官としての高度のモラルに反するといえるとしても、それは「品位を辱める行状」又は品位保持義務違反に当たるか否かの問題の領域とはかなり離れたところにある問題についての判断にすぎず、それをもって直ちに懲戒事由該当性を肯定することは失当であると考える。多数意見は、懲戒事由としての「品位を辱める行状」又は品位保持義務違反について、許される限度を超えた拡大解釈をするものであると評するほかはない。

なお、付言すると、本件資料によれば、本件書面については、当初のものを作成してから相当期間経過後、b用に印刷したものの押収やフロッピーの任意提出により、警察の知るところとなったと認められるところ、そこからさらに本件書面のことが表ざたとなったことについては、本件書面作成時にc判事の認識し得なかった事情・要因の介在したことも、うかがえないではないから、本件書面中における表題や小見出しの付け方あるいは文章表現における用語・言い回し等に軽率で配慮に欠ける点等があったために招いた警察の反感・誤解を含む一連の結果を最大限考慮

するとしても、それらをもって本件書面の作成・交付の「品位を辱める行状」への該当性を肯定し又は品位保持の職務上の義務違反ありとすることはできない(それらの点を責めるとしても、せいぜい他の司法行政監督上の措置を検討するのが相当である。)と考える。

5 以上の次第で、私は、被申立人を懲戒に付さない旨の決定をすべきであると考える。

裁判官奥田昌道は、裁判官金谷利廣の反対意見に同調する。

(裁判長裁判官 山口繁 裁判官 千種秀夫 裁判官 河合伸一 裁判官 井嶋一友 裁判官 福田博 裁判官 藤井正雄 裁判官 元原利文 裁判官 大出峻郎 裁判官 金谷利廣 裁判官 北川弘治 裁判官 亀山継夫 裁判官 奥田昌道 裁判官 梶谷玄 裁判官 町田顯 裁判官 深澤武久)